

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田 口 知 明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05125)	
地域名 (地域内農業集落名)	中川 (栗田、大場、山谷、黒森、黒沢、高屋、赤平、若神子、八卦、安久戸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中山間農業地帯であり、山際の農地が多数存在する。
- ・一部基盤整備済みの地区があるが、30a未満の小区画ほ場が大半を占める。
- ・水稻生産が盛んで、転作作物はそば、大豆、飼料作物が多い。
- ・不作付け地が多数存在し、耕作放棄地の発生が懸念される。
- ・担い手の高齢化が進んでいるため、10年後には担い手不足となることが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻生産が中心となるが、地元のそば生産組合と連携し、そばの作付けを増やし、産地化を図る。
転作作物のほとんどが土地利用型物であり、高収益作物の作付けは4.2haしかない。高収益作物の作付けを増やし、かつ集約化し、作業効率向上と収益向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	252.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	252.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の地域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は可能であれば権利移転を行い、団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用は、地域内の区域毎にある程度まとまって検討することとするが、少数でもやる気がある者が区域内にいる場合は事業活用について検討する。基盤整備事業の活用が困難な区域については、農地耕作条件改善事業や、中山間畑地化整備事業の活用により、耕作条件の改善を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
すでに多様な経営体は確保されているが、高収益作物の栽培を行っている経営体が少ない。他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者や、新規就農希望者等の受け入れを積極的に行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻の防除は直営が困難な場合は近隣の業者へ委託する。 JAより作物栽培指導をしていただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が絶えない地域であるため市担当課、地元猟友会と連携し被害低減に努める。
防獣ネット、電気柵等を設置し収量を確保する。
- ⑦条件不利農地が多数存在する地区であり、荒廃農地の発生や①の鳥獣被害の発生も懸念されるため、防除等は地域全体で計画的に行う。農道、用排水路等の共同施設は、地域全体で保全管理する。
- ⑧地域内のライスセンターを利用し、稼働率向上を図る。